

取引先各位

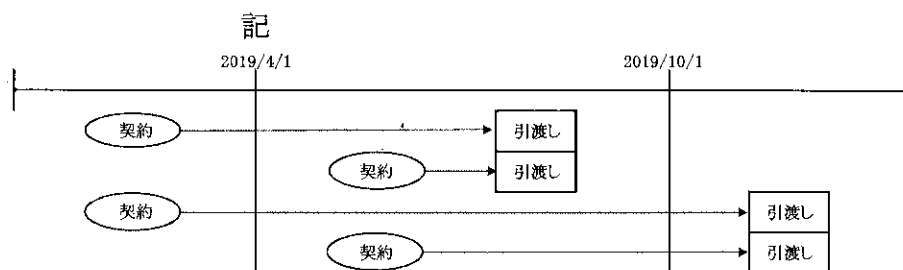
株式会社イズミ・コンストラクション

代表取締役社長 庄司 潔

消費税率引き上げに係る注文・請求書の取り扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2019年10月の消費税率引き上げに係る弊社の取り扱いを、下記のとおりいたします。お取引先様におかれましては、ご協力の程よろしく申し上げます。

	契約	引渡し	消費税率	
			9/30以前	10/1以後
(1)	① 3/31以前	9/30以前	8%	—
	② 4/1以後	9/30以前	8%	—
(2)	① 3/31以前	10/1以後	8%	8%
	② 4/1以後	10/1以後	10%	10%



1. 工事請負契約に該当する場合

(1) 工期が、9月30日以前の場合

- ① 注文日が、3月31日以前の場合 ・注文書は、8%で発行します
・請求書は、8%で発行してください
- ② 注文日が、4月1日以後の場合 ・注文書は、8%で発行します
・請求書は、8%で発行してください

(2) 工期が、10月1日以後の場合

- ① 注文日が、3月31日以前の場合 ・注文書は、8%で発行します
・請求書は、8%で発行してください
- ② 注文日が、4月1日以後の場合 ・注文書は、8%で発行し、「消費税率の変更により変わる場合があります」と付記します
・9月30日以前出来高請求書は、8%で発行してください
・10月1日以後出来高請求書は、10%で発行してください
・9月30日以前出来高に係る消費税差額請求書は、10月出来高請求とは別に請求書を発行してください

2. 工事請負契約に該当しない場合

- ① 注文日が、9月30日以前の場合 ・注文書は、8%で発行します
・9月30日以前出来高請求書は、8%で発行してください
・10月1日以後出来高請求書は、10%で発行してください
- ② 注文日が、10月1日以後の場合 ・注文書は、10%で発行します
・請求書は、10%で発行してください

以上

<本件問い合わせ先>

株式会社イズミ・コンストラクション 経理部

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル3階

TEL:03-5645-8411

FAX:03-5645-8511